

1月17日（月）の第2回PTA評議員会が新型コロナウイルスの変異株「オミクロン」感染拡大防止のため、紙面開催となりました。

紙面開催による決議によって、来年度のPTA体制およびPTA会則の第7条～第9条の改正が承認されました。

来年度以降のPTA体制はこのようになります

◆地区の再編

○大塚地区（6地区→1地区へ）

改正前 改正後

上野原	→	大塚地区
北区		
南区		
道林		
下河原		
大塚桃林橋		

○上野地区（6地区→2地区へ）

上野桃林橋	→	桃林橋・矢作・本村
矢作		
本村		
町屋		
川浦樋田		
下九		

◆専門部を減らす（5→3へ）

広報部	→	教養広報部・・教育講演会、PTA新聞の発行等
教養部		
生活安全部	→	保健安全部・・心肺蘇生法、祭典後の見廻り等
保健体育部		
母の部	→	母の部・・給食試食会、制服リユース等
◆学年副会長2人	→	1人

○改正前の内容

(組 織)

第7条 本会に学年部会、専門部会をおく。

1. 学年部会は学年の父母（保護者）と担任教師をもって組織する。
2. 専門部会は広報部・教養部・生活安全部・保健体育部・母の部の5部とする。
  - ・広報部はPTAの広報活動を行う。
  - ・教養部は会員並びに生徒の教養、教育向上と援助指導の具体的推進にあたる。
  - ・生活安全部は学校と協力して生徒の校外生活の補導を行う。
  - ・保健体育部は学校保健体育についてその強化発展を援助する。
  - ・母の部は母親研修会への参加及び給食の改善研究等にあたる。
3. 必要により他の専門部をおくことができる。

(役 員)

第8条 本会に次の役員をおき任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。補欠の場合には前任者の残任期間とする。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名（内1名は母親代表）
- ・評議員 若干名（教師を含む）
- ・幹事 1名
- ・会計監事 2名
- ・専門部長 各1名
- ・同副部長 2名
- ・学年部会長 各1名
- ・同副会長 各2名
- ・必要に応じ顧問をおくことができる

(役員選出)

第9条 本会の役員は次のようにして選ぶ。

1. 会長・副会長・会計監事は評議員会において会員中から選出し、総会の承認を得るものとする。  
幹事は会長が委嘱する。
2. 専門部正副部長は評議員会において評議員の中から（母の部は会員中から）選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 評議員は各学年とも地区ごとに選出する。  
(原則として地区1名とし、桃林橋の上野、大塚地区については住所地で区分する)
4. 学年部会の正副会長は学年部会員中より選出する。
5. 顧問は総会において推薦する。

## ○改正された内容

### (組 織)

第7条 本会に学年部会、専門部会をおく。

1. 学年部会は学年の父母（保護者）と担任教師をもって組織する。
2. 専門部会は教養広報部・保健安全部・母の部の3部とする。
  - ・教養広報部は会員並びに生徒の教養、教育向上の推進およびP T Aの広報活動を行う。
  - ・保健安全部は学校と協力して学校保健の推進および生徒の校外生活の補導を行う。
  - ・母の部は母親研修会への参加及び給食の改善研究等にあたる。

### (役 員)

第8条 本会に次の役員をおき任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。補欠の場合には前任者の残任期間とする。

- ・会長 1名
- ・副会長 若干名（内1名は母親代表）
- ・評議員 若干名（教師を含む）
- ・幹事 1名
- ・会計監事 2名
- ・専門部長 各1名
- ・同副部長 1名
- ・学年部会長 各1名
- ・同副会長 各1名
- ・必要に応じ顧問をおくことができる

### (役員選出)

第9条 本会の役員は次のようにして選ぶ。

1. 会長・副会長・会計監事は評議員会において会員中から選出し、総会の承認を得るものとする。  
幹事は会長が委嘱する。
2. 専門部正副部長は評議員会において学年副会長および評議員の中から（母の部は会員中から）選出し、総会の承認を得るものとする。
3. 評議員は各学年とも地区ごとに選出する。  
(原則として地区1名とする)
4. 学年部会の正副会長は学年部会員中より選出する。
5. 顧問は総会において推薦する。